

令和 8 年 3 月 5 日

保護者・生徒の皆さま

大阪府立堺東高等学校
校長 山本 哲哉

教職員による児童生徒等の撮影等に関する指針

大阪府教育委員会より通知された、令和 7 年 11 月 26 日付け教高第 3259 号「教職員による児童生徒等の撮影等に関する指針の策定等について（通知）」を受けて、本校では、以下のように対応する旨、周知いたします。

記

1. 撮影について

- (1) 校内において、教職員が児童生徒等を撮影際は、原則腕章をつける。腕章は、管理職・首席から渡す。
- (2) 腕章をつけずに撮影する場合は、事前に管理職に許可を得る。事前に許可を得ることが難しい場合は、対応後に管理職に報告する。事後報告については、管理職が、一覧表を作成し管理する。
- (3) 撮影のタイミングは校内・校外を問わず、腕章をつけるか事後報告を管理職に行う。

2. 保管について

- (1) 撮影して保存したい写真は、Sharepoint か Google ドライブ (e.osakamanabi.jp) に保管する。
- (2) SD カードや私用スマホに保管されているデータは、すみやかに削除し、管理職に申告する。
- (3) 管理職が、一覧表を作成し管理し、校長が削除されているかを確認する。